

第11回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月20日(金) 午後4時から午後4時40分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫			
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子	
	3番	福田英一	4番	君島道夫	
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一	
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男	
	9番	平久井順一	10番	大森克則	
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫	
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正	

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。

本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので會議は成立いたします。

それでは、ただいまから第11回矢板市農業委員會總會を開催します。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、3番福田委員、11番渡邊幸史委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、3番福田委員、11番渡邊幸史委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第2班、班長14番 渡邊浩正委員にお願いします。

14番渡邊浩正委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第5条2件、農振編入8件の計10件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、13番齋藤委員にお願いします。

13番齋藤委員

13番の齋藤です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

イチゴをやるための作業場ということで何ら問題なく見てきました。福島県出身の方で、逆に推進するべきかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、4番君島委員に願ひします。

4番君島委員

4番の君島です。現地案内図の2ページをご覧下さい。

【申請地の位置を説明】

元々は椎茸をやっていたらしいのですが、今は廃業となっております。この場所は周りが山林で農地の広がりもなく、影響がないため何ら問題ないかと思ひますので、ご審議を願ひ致します。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

事務局

事務局より補足説明致します。

議案番号1号のイチゴの作業場の建設についてですが、なぜ住所の後に（福島県）とあるかと言いますと、震災で避難している方です。

そのため住所の移転ができないそうです。

さくら市の農協の研修に参加し、本年度からイチゴをやりたいそうです。避難をしてきてこちらでの生業として農業をしたいそうなのでぜひ認めていただければと思ひます。

議 長

他にありますか。

8番佐藤委員

どのくらいイチゴをやっているのですか。

事務局

研修が終わったばかりなのでこれからです。

8番佐藤委員

何か支援策はあるのですか。

事務局

農林課の方で支援をしているので、このまま続けていただければと思ひます。

議 長

他に無ければ、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

（ 異議なしの声あり ）

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件（3） 議案第3号から第10号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号から第10号は関連がありますので、現地調査の詳細な報告を、6番 阿久津委員にお願いします。

6番阿久津委員

6番の阿久津です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

土地改良が大田原市から行われて平成13年8月に完了したのですが、農振地区編入の手続きがなされていなかったことに今回気づきまして、新たに申請が出てきています。

場所が10ヘクタール以上田園地帯が続く、優良農地です。

そのため、農振地区編入を認めるべきと判断してきましたがご審議をお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号から第10号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

一般的に農業振興地域からの除外申請は至難の業だと思います。

過去に土地改良がされていて農振編入されていなかったにも係わらず、自らしたいというのは地主さんからですか、行政からですか。

事務局

矢板市市長部局からの要望です。

土地改良していない所につきましては詳しくは聞いていないのですが、土地改良している所であれば入っているべきものであります。

それが平成26年度の見直しの際に漏れたそうです。

本来ならばその時に大田原と協議して入れるべきだったと思います。

本人の意思は確認していないのですが、場所については圃場整備したのとほぼ同等の形状をしていて用水路も同様に入っていますので、矢板市としては入れたいそうです。

8番佐藤委員

平成26年の青地と白地の線引きに関わる時にはもう漏れたのですか。

事務局

はい

8番佐藤委員

圃場整備なしの方の農地に関しては、本人は意味を分かっているのでしょうか。

事務局

そこは農林課に確認します。

8番佐藤委員

議案第5号の方に関してはイチゴをやっていると思います。

選果場を作るとか、転用許可が必要な大きな鉄骨のハウスを作ると

かいった場合に、振興地区からの除外申請が逆に必要になってきて
しまいます。

本人が分かっている方がいいのですが、説明してみてください。

事務局

ハウスの転用については、今回のその他で説明したいと思います。

8番佐藤委員

分かりました。

1番渡邊好雄委員

事務局から本人の同意の話がありましたが、本人の希望で始まった
のですか。

事務局

市長部局からです。

1番渡邊好雄委員

本人の同意は頂いてなくてやっているのですか。

同意を得ないで、ここで線引きしていいのでしょうか。

事務局

分かりました。

その辺は農林課に確認し、そこを条件にということでもいいでしょうか。

1番渡邊好雄委員

はい。

8番佐藤委員

過去に回覧板で回されたということがありました。

農業振興地域の面積が減ってしまうと、市の方で色んな事業を受ける
のにネックなので、今までに土地改良未圃場の地域も線引きを変えた
事がありました。

その時に各地区に説明しましたという回答だったのですが、どうも
回覧板だったそうです。

その為、ほとんどの方が見ておらず、住宅用地に転用したり分家住宅
を作りたいだったりの時に、後から気づいて説明を求められたという
ことがありました。

そういうことが過去にありましたので、関係している方、数人に確認
した方が親切かと思います。

事務局

分かりました。

そこは農林課に確認してみて説明が条件と言うことで許可しようかと
思います。

5番石塚委員

今話を聞いて、大田原の土地改良が平成13年の8月に完了という
ことでしたが、その際に大田原市と矢板市で何かしら取り交わしがあっ
たはずです。

その時点で矢板市が入らなかった理由が何かあるはずなので確認して
みてください。

平成13年の8月に完了ということは、最低10年はかかりますので、

へたすると昭和の終わりのころから推進しているのではないかと思います。

事務局 本来であれば事業着工するときには農振編入していなければおかしい話だと思います。
そこら辺も含めて確認してみます。

議長 他にございますか。
無ければ、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件(4)議案第11号から第22号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第11号から第22号について、質疑・意見等を求めます。

(質疑・意見等)

議長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件(4)議案第23号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第23号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第23号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。

(8番 佐藤 委員 入室)

議 長 続いて、付議事件(4)議案第24号から第25号 農用地利用集積
計画に係る意見決定について議題に供します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第24号から第25号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(4) 議案第26号 農用地利用集積計画に係る
意見決定について議題に供します。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、8番佐藤
委員の退室を求めます。

(8番 佐藤 委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第26号について、質疑意見等を求めます。
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第26号が終了しましたので、8番佐藤委員の入室を求めます。

(8番 佐藤 委員 入室)

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・農業経営基盤強化促進法改正について
- ・全国農業新聞普及推進の表彰について
- ・歓送迎会のご案内について

議長

ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛 夫

議事録署名委員

渡邊 幸史

議事録署名委員

福 田 英 一